



しゅうぎいん さんぎいん 衆議院と参議院は、どんなちがいがあるの



任期の長さ、解散や緊急集会きんきゅうしゅうかいがあるかないか、力の強さなどに、いろいろなちがいがあるんだよ。

衆議院のほうが任期が短く、解散もある

衆議院議員の任期は4年ですが、解散されたときは、それよりも短い期間で、議員の資格を失います。参議院議員の任期は6年で、解散はありません。また、議員の定数（定めた人数）や、選挙の方法にも、ちがいがあります。

衆議院の優越ゆうえつ

予算を決めるとき、内閣が外国と結んだ条約を承認しょうにんするとき、内閣総理大臣を指名するときに、衆議院と参議院の間で、議決の内容がちがった場合は、両院協議会を開いて、両方の意見を一致させる努力が行われます。それでも意見が一致しない場合には、衆議院の議決が国会の議決となるしくみが定められています。また、衆議院が議決してから一定期間内に、参議院が議決しなかったときは、衆議院の議決が国会の議決となるしくみもあります。このように、衆議院が参議院を上回る力をもっていることを、「衆議院の優越」といいます。これは、衆議院のほうが任期が短く、解散もあるので、任期が長い参議院よりも、国民の考えの移り変わりを反映はんえいしている、と見なされているからです。

参議院の緊急集会

衆議院が解散されると同時に、参議院は閉会へいかいとなります。しかし、解散中に、急いで国会で議決することが必要な事が起こったときは、内閣の求めによって、参議院の集会を開き、その議決を国会の議決とすることができます。この集会を、緊急集会といいますが、ただし、後で衆議院が開会してから、その議決を承認しなかったときは、議決の効力（ききめ・力）がなくなります。